

Ⅱ 清掃事業の規模

1	機構・事務分掌・人員配置	15
	(1) 機構及び事務分掌	15
	(2) 職別人員配置	15
2	施設配置図	18
3	施設の現況	19
	(1) 清掃事務所及び処理場管理事務所	19
	(2) し尿の下水道投入施設	19
	(3) ごみの中間処理施設	20
	(4) 普及啓発施設等	21
	(5) ごみの埋立処分場	21
	(6) その他の施設	22
4	車両の現況	23
5	関係出資団体	23
	(1) 一般財団法人札幌市環境事業公社	23
6	リサイクル団地	24
	(1) 団地の位置及び面積	25
	(2) 施設の配置状況	25
	(3) 配置図	25
7	エコタウン事業によるリサイクル施設の整備	26

II 清掃事業の規模

1 機構・事務分掌・人員配置

(1) 機構及び事務分掌

環境局の清掃事業に関し、計画部門と事業部門、施設部門を統括する「環境事業部」を設置している。

計画部門として、庶務・経理・人事関係の事務を「総務課」が、各施策の企画、調査及び統括調整、家庭廃棄物の減量・資源化に係る普及啓発の事務を「循環型社会推進課」が担当している。

事業部門である清掃事業担当部には、本庁2課（業務課・事業廃棄物課）を、外郭職場としてごみ収集及び運搬を担当する6清掃事務所（中央、北、東、白石、豊平・南、西）を設置している。また、施設部門である施設担当部及び施設建設担当部には、本庁2課（施設管理課・施設整備課）と担当課長（施設建設担当課長）を、外郭職場としてごみの受入れ及び埋立処分等を担当する処理場管理事務所を、ごみの受入れ及び焼却処分を担当する3清掃工場（発寒・駒岡・白石）を設置し、16課1担当課長、31係22担当係長の体制をもって清掃事業を運営している。

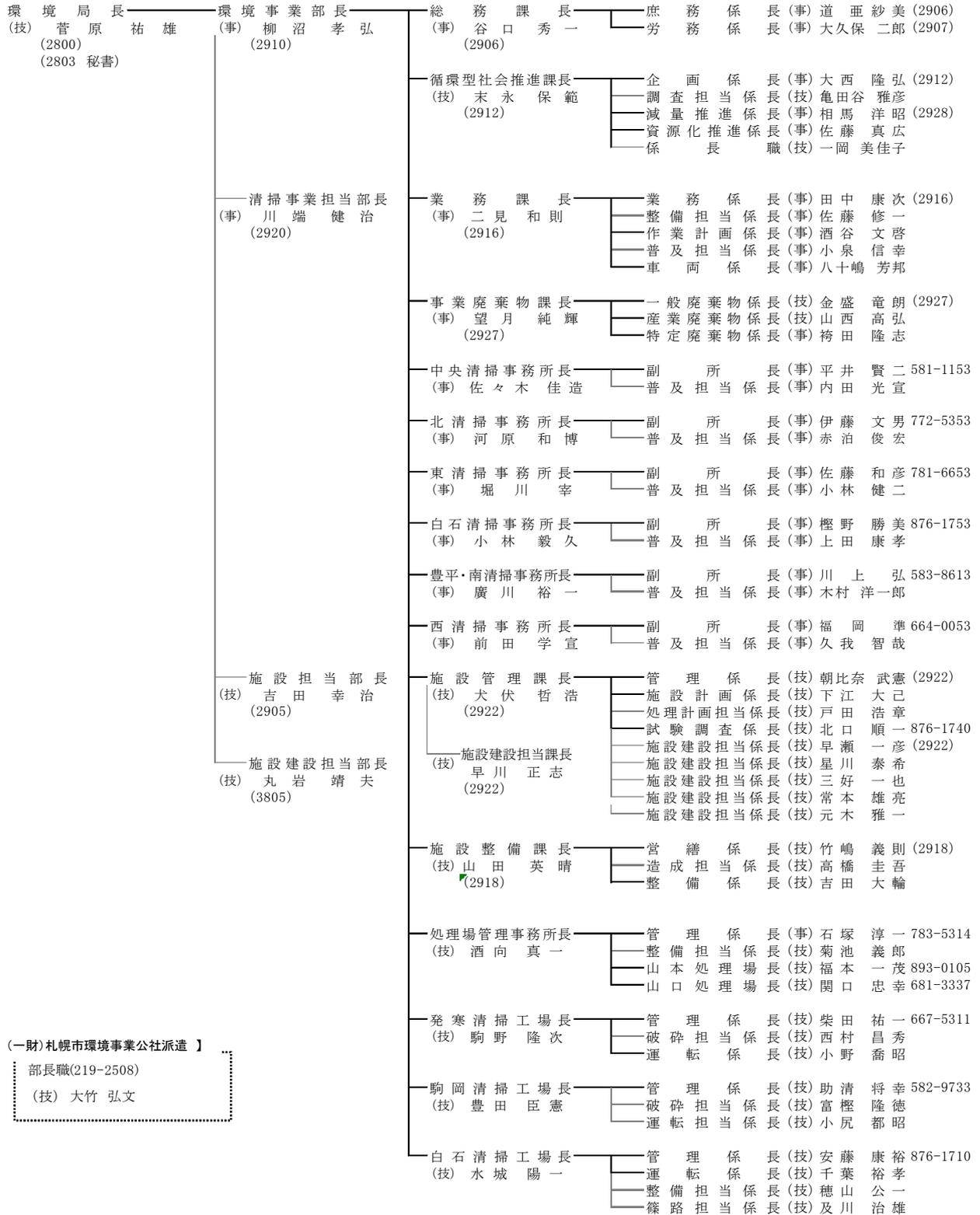
(2) 職別人員配置

職員定数は703人となっており、このうち事務・技術職員は199人(28%)で、現業職員は504人(72%)である。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく環境衛生指導員（27人）、本市条例に定める事項を指導する清掃指導員（552人）を置き、清掃事業の適切な運営を図っている。

（令和5年10月1日現在）

機 構



【(一財)札幌市環境事業公社派遣】
 部長職(219-2508)
 (技)大竹 弘文

(令和5年10月1日現在)

事務分掌

【総務課】

- 1 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。
- 2 環境行政の総合調整に関する事。
- 3 環境事業部及び環境都市推進部に所属する職員の労務改善に関する事。
- 4 環境事業部及び環境都市推進部の業務委託に係る契約に関する事。
- 5 札幌市環境事業公社との連絡調整の総括に関する事。
- 6 部内及び環境都市推進部の経理に関する事。
- 7 局内他部及び部内他課所の主管に属しない事。

【循環型社会推進課】

- 1 循環型社会推進に係る企画、調査及び総括調整に関する事。
- 2 一般廃棄物処理に係る基本計画及び実施計画に関する事。
- 3 廃棄物減量等推進審議会の庶務に関する事。
- 4 家庭廃棄物処理手数料に係る事務に関する事。
- 5 家庭廃棄物の減量・資源化施策の企画及び推進に関する事。
- 6 家庭廃棄物の減量・資源化に係る普及啓発及び実践活動への支援に関する事。

【業務課】

- 1 家庭廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の収集運搬に係る調査研究及び計画の策定に関する事。
- 2 家庭廃棄物の処理に係る普及啓発及び住民組織等との連絡調整に関する事。
- 3 車両の管理及び整備に関する事。
- 4 車両事故の処理に関する事。
- 5 課所管施設の維持管理に関する事。
- 6 各清掃事務所との連絡調整に関する事。

【事業廃棄物課】

- 1 事業活動に伴う廃棄物を排出する事業者の指導監督に関する事。
- 2 廃棄物処理業の許可及び廃棄物再生利用業の指定並びにこれらの指導監督に関する事。
- 3 廃棄物処理施設に係る許可及び指導監督に関する事。
- 4 廃棄物処理施設設置等評価委員会の庶務に関する事。
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事。
- 6 浄化槽法に関する事。
- 7 不法投棄対策に係る総括調整に関する事。
- 8 たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱防止対策の総括調整並びに歩行喫煙の規制指導に関する事。

【各清掃事務所（中央、北、東、白石、豊平・南、西）】

- 1 家庭廃棄物の収集及び運搬に関する事。
- 2 清掃指導に関する事。

- 3 不法投棄等の防止及び処理に関する事。
- 4 事務所の維持管理に関する事。

【施設管理課】

- 1 清掃施設の管理の総括に関する事。
- 2 清掃施設の計画及び設置等に関する事。
- 3 廃棄物処理の調整に関する事。
- 4 廃棄物処理の調査研究及び廃棄物処理施設の検査に関する事。
- 5 廃棄物空気輸送管路施設に関する事。
- 6 中沼プラスチック選別センター及び中沼雑がみ選別センターに関する事。
- 7 処理場管理事務所及び各清掃工場との連絡調整に関する事並びにこれらの主管に属しない事。

【施設整備課】

- 1 清掃施設の工事等に関する事。
- 2 清掃施設の保守整備に関する事。
- 3 清掃工場の定期整備等の設計・発注に係る調整に関する事。
- 4 清掃施設の整備計画の調整に関する事。

【処理場管理事務所】

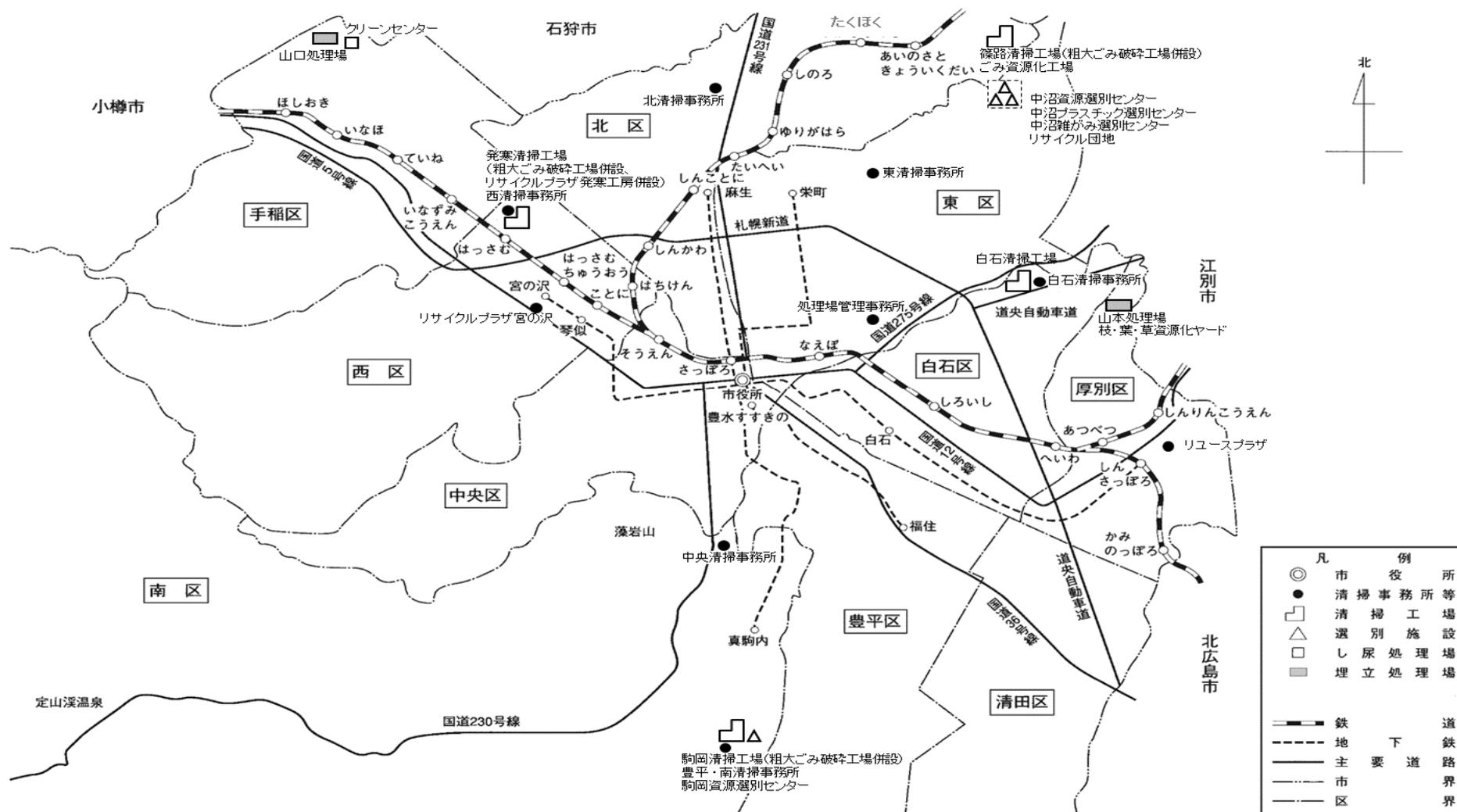
- 1 廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び埋立処分に関する事。
- 2 埋立地（排水処理施設を含む。）の整備及び維持管理並びに埋立地の跡地整備等に関する事。
- 3 し尿の収集運搬及び受入れに関する事。
- 4 事務所等の維持管理に関する事。

【各清掃工場（発寒、駒岡、白石）】

- 1 廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び焼却処分に関する事。
- 2 発電所の運転に関する事。
- 3 余熱の使用及び供給に関する事。
- 4 粗大ごみ破碎施設の運転に関する事。
- 5 工場施設の維持管理に関する事。
- 6 旧篠路清掃工場施設の維持管理に関する事（白石に限る。）。
- 7 ごみ資源化工場に関する事（白石に限る。）。

（令和5年10月1日現在）

2 施設配置図 (※篠路清掃工場焼却施設はH23.3末に廃止し、破碎工場のみ継続稼働中)



3 施設 の 現 況

清掃施設の整備拡充は、一般公共施設のような行政効果が市民に直接的に反映するということが少ない反面、多額の財政負担を伴うという極めて困難な背景の中で、市民の環境を守り清掃事業の向上促進を図るため、毎年鋭意努力を重ねているところである。

(1) 清掃事務所及び処理場管理事務所

都市の発展に合わせて、作業の起点となる6清掃事務所及び処理場管理事務所を配置し、年々増加する清掃作業に対処し市民生活の向上を図るとともに、職員の職場環境の改善を図っている。

(主な施設)

事務所、運転手業務員詰所、車庫、倉庫、管理住宅、浴場、洗濯工場、タイヤ庫等。

施設名	所在地	敷地面積	建築構造	延床面積	竣工年月	開設年月
中央清掃事務所	南区南30条西8丁目7-1	8,225m ²	鉄筋コンクリート造2階建	878m ²	昭和59年12月(改築)	昭和36年12月
北清掃事務所	北区屯田町990-3	18,923m ²	木造モルタル2階建	781m ²	昭和51年10月(移築)	昭和37年12月
東清掃事務所	東区丘珠町873-1	15,360m ²	木造モルタル2階建	776m ²	昭和51年10月	昭和51年10月
白石清掃事務所	白石区東米里2170-1	白石工場に併設	鉄筋コンクリート2階建	1,402m ²	平成15年7月(移築)	昭和43年5月
豊平・南清掃事務所	南区真駒内602	駒岡工場に併設	鉄筋コンクリート造3階建	駒岡工場に併設	昭和60年11月	昭和60年12月
西清掃事務所	西区発寒15条14丁目2-1	10,000m ²	鉄筋コンクリート造2階建	816m ²	昭和59年12月(新築)	昭和40年3月
処理場管理事務所	東区東苗穂2条2丁目2-1	7,380m ²	木造モルタル2階建	847m ²	昭和53年11月(移築)	昭和49年4月

(2) し尿の下水道投入施設

し尿処理場は、昭和41年に6処理場1,468kL/日をもって100%衛生処理を達成した。以来、下水道の整備普及に伴い、昭和51年3月に北光処理場を皮切りに、順次各処理場を廃止し、平成7年3月に中沼処理場の廃止をもって全てのし尿処理場を廃止した。し尿処理場に代わる新たな施設として、し尿の下水道投入施設である「クリーンセンター」が平成7年3月に竣工して処理を行っている。また、平成28年10月から石狩市・当別町のし尿受入を開始し、近隣市町村との連携に取り組んでいる。

施設名	所在地	敷地面積	建築構造	建築面積	延床面積	処理能力	供用開始年月
クリーンセンター	手稲区手稲山口318	8,332m ²	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建	1,488m ²	2,174m ²	100m ³ /日	平成7年3月

(3) ごみの中間処理施設

本市のごみ焼却施設は昭和46年に発寒第二清掃工場、昭和49年に厚別清掃工場、昭和55年に篠路清掃工場、昭和60年に駒岡清掃工場、平成4年に発寒清掃工場、平成14年に白石清掃工場が竣工している。これらのうち、発寒第二清掃工場及び厚別清掃工場は白石清掃工場の竣工に合わせ平成14年に廃止された。また、平成21年7月の家庭ごみ新ごみルール（有料化等）施行後の焼却ごみ量の減少を受け、平成23年3月末をもって篠路清掃工場を廃止とした。現在の処理能力は、駒岡・発寒・白石の3工場で日量2,100トンとなっており、粗大ごみの処理のため発寒、篠路、駒岡の清掃工場に併設した破碎施設が稼働している。

また、資源ごみの処理施設として、ごみ資源化工場では事業系の木くず、紙くず等を原料に固形燃料（RDF）の製造を行っているほか、各選別施設では分別収集された「容器包装プラスチック」、「びん・缶・ペットボトル」、「雑がみ」の異物除去等の選別を行っている。このほか、「枝・葉・草」については、山本処理場の埋立終了区画を利用したヤードにおいて、堆肥化等に向けた試験運用を行っている。

	名 称	処 理 能 力	所在地	敷地面積	構造・規模等	竣工年月
焼却施設	発寒清掃工場	600t/24h (300t/24h×2炉)	西区発寒15条14丁目1-1	(注2) 23,896m ²	SRC造ほか、地下2階・地上6階建(工場棟) 建築面積6,853m ² 延床面積23,691m ²	平成4年11月
	篠路清掃工場(注1)	—	北区篠路町福移153	169,635m ²	SRC造ほか、地下2階・地上6階建(工場棟) 建築面積8,126m ² 延床面積17,822m ²	昭和55年12月
	駒岡清掃工場	600t/24h (300t/24h×2炉)	南区真駒内602	59,430m ²	SRC造ほか、地下2階・地上7階建(工場棟) 建築面積7,182m ² 延床面積20,986m ²	昭和60年11月
	白石清掃工場	900t/24h (300t/24h×3炉) 併設灰溶融施設(注3)	白石区東米里2170-1	(注4) 100,564m ²	SRC造ほか、地下1階・地上7階建(工場棟) 建築面積16,839m ² 延床面積47,345m ² ※管理棟、灰溶融棟面積を含む	平成14年11月
粗大ごみ破碎施設	発寒破碎工場 (リサイクル工房併設)	150t/5h 〔回転 100t/5h×1基〕 〔剪断 50t/5h×1基〕	西区発寒15条14丁目2-30	12,214m ²	SRC造一部S造、地下1階・地上4階建建築面積 6,423m ² 延床面積11,512m ² (内リサイクル工房511m ²)	平成10年9月
	篠路清掃工場併設 粗大ごみ破碎工場	150t/5h 〔回転 100t/5h×1基〕 〔剪断 50t/5h×1基〕	(篠路清掃工場敷地内)		S造一部RC造、平屋一部2階建 建築面積2,723m ² 延床面積3,991m ²	昭和55年12月
	駒岡清掃工場併設 粗大ごみ破碎工場	200t/5h 〔回転 50t/5h×1基〕 〔剪断 75t/5h×2基〕	(駒岡清掃工場敷地内)		S造一部RC造、地下1階・地上4階建 建築面積7,721m ² 延床面積11,514m ²	昭和61年2月
資源化施設	ごみ資源化工場	200t/日	(篠路清掃工場敷地内)		S造一部RC造、地上2階建 建築面積4,200m ² 延床面積6,438m ²	平成2年3月
選別施設	中沼プラスチック選別センター (容器包装プラスチック)	82.6t/日	東区中沼町45-11	8,744m ²	S造一部SRC造、地上2階建 建築面積4,220m ² 延床面積8,374m ²	平成12年6月
	中沼資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	110t/8h (36.7t/8h×3系列)	東区中沼町45-24 運営主体札幌市環境事業公社	16,100m ²	S造、地上2階建 建築面積4,666m ² 延床面積7,187m ²	平成10年9月
	駒岡資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	77t/8h (38.5t/8h×2系列)	南区真駒内129-30 運営主体札幌市環境事業公社	9,913m ²	S造、地上2階建 建築面積3,117m ² 延床面積5,291m ²	平成10年9月
	中沼雑がみ選別センター	85t/6h	東区中沼町45-19	19,885m ²	S造一部RC造、地下1階・地上2階建 建築面積3,476m ² 延床面積4,977m ²	平成21年7月(注5)

(注1) 篠路清掃工場は平成23年3月末廃止(同一敷地内の粗大ごみ破碎工場・ごみ資源化工場は継続稼働中) (注2) 旧発寒第二工場用地を含む (注3) 灰溶融施設は平成26年6月末に廃止

(注4) 白石清掃事務所用地含む (注5) 供用開始年月

(4) 普及啓発施設等

不用品の有効活用とリサイクル意識の向上・定着を図るための拠点施設としてリサイクルプラザを設置することとし、平成10年10月、発寒破碎工場に併設して「リサイクルプラザ発寒工房」を開設した。その後、平成12年8月、地下鉄宮の沢駅に直結する生涯学習総合センターに、展示・交流施設「リサイクルプラザ宮の沢」を開設し、リユース品の展示・提供、リサイクル情報の提供、体験教室の開催等の機能を移転した。

また、平成21年4月、厚別清掃工場跡地に「リユースプラザ」を開設した。

施設名	所在地	敷地面積	建設構造	延床面積	開設年月
リサイクルプラザ発寒工房	西区発寒15条14丁目2-30 (発寒破碎工場に併設)	12,214m ²	SRC造(一部S) 地下1地上4階	1階の一部 511m ²	平成10年10月
リサイクルプラザ宮の沢	西区宮の沢1条1丁目1-10 (生涯学習総合センター内)	11,921m ²	SRC造(一部RC) 地下1地上6階	1,2階の一部 352m ²	平成12年8月
リユースプラザ	厚別区厚別東3条1丁目1-10	1,675 m ²	S造 平屋建	床面積 560 m ²	平成21年4月

(5) ごみの埋立処分場

燃やせないごみ及び清掃工場焼却灰については、山本処理場、山口処理場の2か所で順次造成を行いながら埋立処分を行っている。平成27年度に山本処理場(山本東地区)の造成を完了し、現在は山本処理場(東米里西地区)の基盤整備を行うとともに、ごみの減量を進め、既存の埋立地の延命化を図っている。

なお、山口処理場(第3山口地区)の未造成地(Eブロック)を北海道新幹線トンネル工事から発生する対策土の受入地として令和3年6月に所管換した。

また、次期埋立地となる(仮称)北部事業予定地の基盤整備を令和4年度に開始した。

施設名称	山本処理場				山口処理場		
	山本地区+山本北地区+山本東地区+東米里地区				東米里西地区	第2山口	第3山口
所在地	厚別区厚別町山本1065他				手稲区手稲山口364他		
総面積	2,328,000m ²				359,000m ²	242,000m ²	435,000m ²
埋立面積	1,406,400m ²				206,800m ²	169,300m ²	293,200m ²
造成開始年度	昭和58年度				平成10年度	昭和59年度	平成7年度
埋立開始年度	昭和59年度				—	昭和61年度	平成9年度
全体容量	10,930,000m ³				1,422,000m ³	2,053,000m ³	3,007,000m ³
令和3年度末残容量 (未造成含む)	818,000m ³				1,422,000m ³	平成11年度に埋立終了済	536,000 m ³
排水処理施設	施設区分	山本	山本北	山本東	東米里	東米里西	第3山口
	竣工年月	昭和59年3月	平成5年3月	平成9年12月	昭和63年3月	平成12年3月	平成8年8月
	処理能力	300m ³ /日	500m ³ /日	600m ³ /日	250m ³ /日	500m ³ /日	600m ³ /日
	処理方式	回転円板(各施設) + 脱窒素処理(共通1400m ³ /日:平成17年完成) + 凝集沈殿(同上) ※山本は一部、厚別水再生プラザへ圧送。			回転円板 + 凝集沈殿	回転円板 + 凝集沈殿 + 砂ろ過	手稲水再生プラザへ圧送(最大400m ³ /日) ※水質改善に伴い、11年度に一次処理施設を廃止。

(6) その他の施設

ア 清掃事業資料室

昭和 50 年から厚別清掃工場内に札幌市の清掃事業の歴史がわかる貴重な道具や写真を展示する清掃事業資料室を開設し、見学者に開放してきたが、同工場の廃止に伴い、資料室を平成 14 年 12 月に新たに完成した白石清掃工場に移転するとともに、内容の充実を図った。明治から現在までの札幌市の清掃の歴史を展示しているほか、清掃工場の仕組みやごみ処理の流れを示したパネルなどがあり、札幌市の清掃事業をわかりやすく紹介している。

4 車両の現況

令和5年度清掃車両定数（令和5年10月1日現在）は総計143台で、配置は次のとおりである。

令和5年度清掃車両配置表（かっこ内は令和5年度更新予定台数）

用途別 事務所等の別	ごみ 収集車		その他 車両		総計	
		うち次世代 自動車		うち次世代 自動車		うち次世代 自動車
中央清掃事務所	12 (2)	6	5	4	17 (2)	10
北清掃事務所	12	12	5 (1)	4	17 (1)	16
東清掃事務所	12 (2)	9	5	3	17 (2)	12
白石清掃事務所	11	9	6	5	17	14
豊平・南清掃事務所	12 (2)	7	9	7	21 (2)	14
西清掃事務所	12	10	6	4	18	14
処理場管理事務所			16 (1)	6	16 (1)	6
清掃工場			11 (2)	2	11 (2)	2
事業廃棄物課			1		1	
施設管理課			1		1	
業務課車両係			7 (1)	3	7 (1)	3
計	71 (6)	53	72 (5)	38	143 (11)	91

5 関係出資団体

(1) 一般財団法人札幌市環境事業公社

都市廃棄物の適正な処理の形態を維持することにより、市民生活における快適な環境の確保を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に財団法人札幌市環境事業公社を設立した。

ア 設立年月日 平成2年4月1日

イ 基本財産 40,000千円(令和5年10月1日現在)

(出資内訳) 札幌市 20,000千円
 一般社団法人札幌建設業協会 10,000千円
 一般財団法人札幌市環境事業公社 10,000千円

ウ 事業内容

(ア) 定款に定めるもの

- a 廃棄物の適正処理及び再資源化等の調査研究・普及啓発に関する事業
- b 廃棄物の処理、処分及び再資源化に関する事業
- c 廃棄物の収集運搬に関する事業
- d 廃棄物処理施設等の計画立案、建設、維持管理、運営及び有効利用等に関する事業
- e その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(イ) 具体的内容（令和5年度計画）

- a 調査啓発事業
 - (a) 剪定枝等の受入状況調査
 - (b) 事業系紙おむつのリサイクルに関する調査
 - (c) リサイクルに係る広報活動、環境保全に係るイベントへの出展及び協賛等の広報活動
- b 不燃用ブリペイド袋リサイクル事業
- c 資源化事業
 - (a) 剪定枝等処理事業
 - (b) びん・缶・ペットボトル選別事業
- d 施設管理受託事業
 - (a) ごみ資源化工場ほか施設管理事業
 - (b) 中沼プラスチック選別センター施設管理事業
 - (c) 中沼雑がみ選別センター施設管理事業
 - (d) 札幌市リサイクル団地管理事業
 - (e) 大型ごみ収集センター管理運営事業
- e 事業系ごみ収集運搬事業

6 リサイクル団地

産業廃棄物は排出者責任のもと処理されるものであるが、処理施設は住民の反対、各種規制等により設置が困難となってきており、一方では広域移動の増大と不法投棄による環境汚染が発生している。

本市においても、市域内から発生する建設系廃棄物が大量に近郊市町村に流出し、不適正なかたちで処理された経緯があることから、公共関与によるリサイクルを中心とした処理施設の安定的な供給や適正処理の推進を図る必要が生じた。

この対策として、本市の事業系廃棄物の適正処理、リサイクル処理の中核となるモデル的な処理施設群を形成するリサイクル団地を全国に先がけ、公共（本市）、民間業者、排出事業者が一体となって整備することとしたものである。この団地整備事業に対しては、平成7年9月に特定施設整備促進法に基づく特定周辺整備地区の指定を、同年12月に特定施設の認定をそれぞれ国から受けている。

平成6年度においては、リサイクル団地の管理運営を行う㈱札幌リサイクル公社を設立したほか、基盤造成工事に着手し、平成7年度には、前年度に引き続き基盤造成工事を実施するとともに一部民間処理施設が事業を開始、平成8年度には団地の基盤造成工事が完了した。その後、平成9年度に建設系廃材リサイクルセンター及び生ごみリサイクルセンター、平成10年度に資源物選別センター、平成11年度にペットボトルのフレーク化・シート化施設、平成12年度にプラスチック油化施設とプラスチック選別センター、平成16年に剪定枝等のリサイクル施設等が操業して団地全体の整備が完了した。

平成20年9月に㈱札幌リサイクル公社が解散したため、同年10月からリサイクル団地の管理運営は札幌市が行っている。また、建設系廃材リサイクルセンター及び剪定枝等のリサイクル施設は雑がみ選別センターとして再整備し、平成21年7月から操業を開始した。平成23年1月にはプラスチック油化施設を運営する法人が解散し、施設を撤去した。令和元年度には、廃石膏ボード破碎施設が操業を開始した。

〈リサイクル団地の概要〉

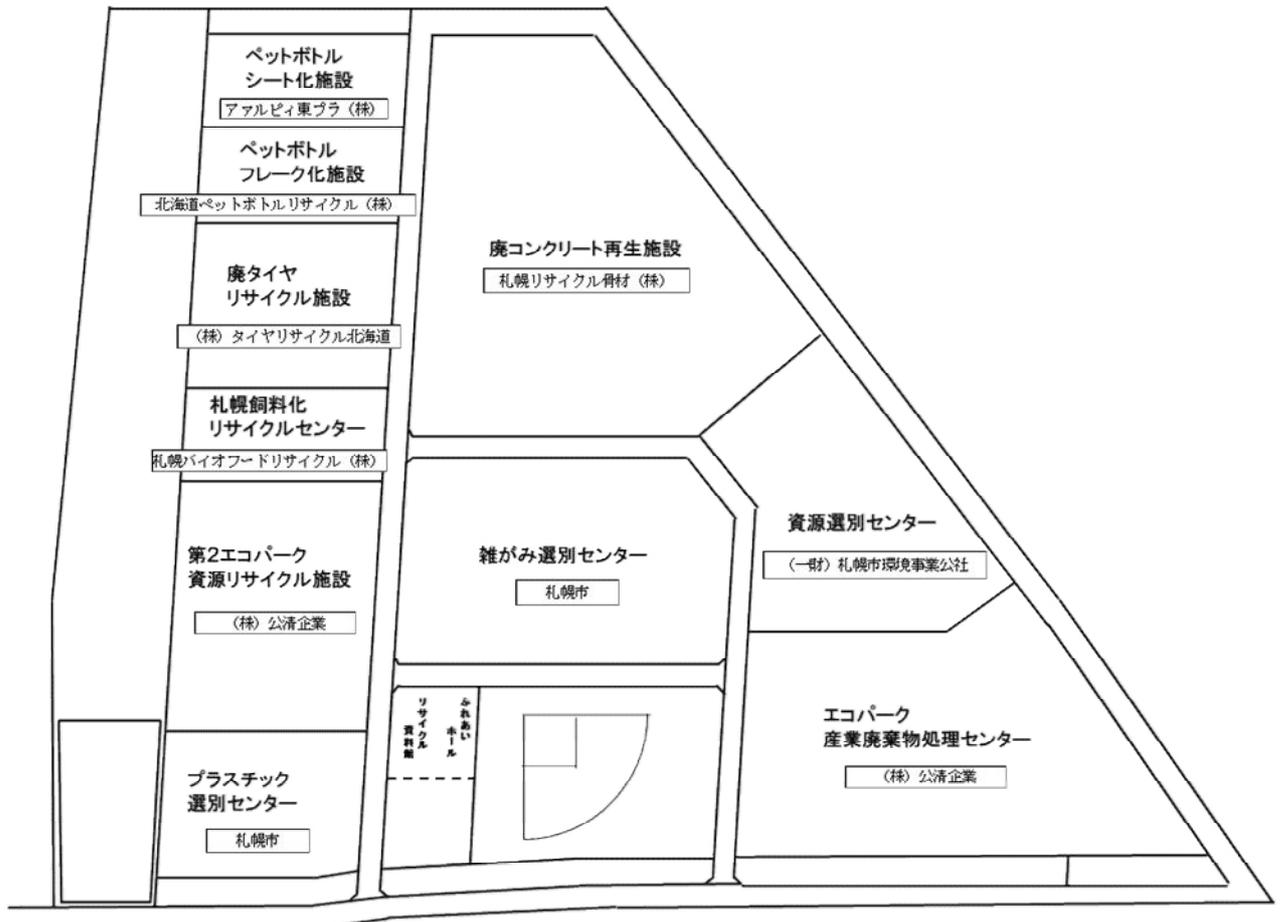
(1) 団地の位置及び面積

〔位 置〕 東区中沼町 45 番地 (旧中沼処理場跡地等)	〔造成面積〕 約 23ha
-------------------------------	---------------

(2) 施設の配置状況

法人名	施設名等	施設の内容等
札幌リサイクル骨材(株)	破砕施設	廃コンクリート再生施設 (破砕)
(株)公清企業	エコパーク 第2エコパーク	有機汚泥の中間処理施設 (脱水・乾燥) 無機汚泥の中間処理施設 (脱水・乾燥) 廃油再生処理施設 (油水分離) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物の焼却施設 廃酸、廃アルカリの中和施設 廃石膏ボードの破砕施設
札幌バイオフードリサイクル(株)	札幌飼料化リサイクルセンター	事業系生ごみの飼・肥料化施設
(株)タイヤリサイクル北海道	廃タイヤリサイクル施設	廃タイヤの破砕施設
(一財)札幌市環境事業公社	資源選別センター	資源物選別施設
北海道ペットボトルリサイクル(株)	ペットボトルフレック化施設	ペットボトルのフレック化施設
アールピエ東プラ(株)	ペットボトルシート化施設	再生ペットフレックのシート化施設
札幌市	プラスチック選別センター 雑がみ選別センター リサイクル資料館 ふれあいホール	市内で分別収集した容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包 市内で分別収集した雑がみの選別等 リサイクルに関する各種資料の展示 団地内福利厚生施設

(3) 配置図



7 エコタウン事業によるリサイクル施設の整備

地域内でのゼロ・エミッションをめざした資源循環型社会の構築や、環境産業の誘致による経済活性化などを図るため、「エコタウン札幌計画」を策定し、平成10年9月に通商産業省（現・経済産業省）及び厚生省（現・環境省）の承認を受けた。

この計画のハード事業として、通商産業省の環境調和型地域振興施設整備費補助金を導入して、リサイクル団地内にペットボトルフレック化施設・シート化施設とプラスチック油化施設を整備し、平成11年度に3施設が完成した（いずれも運営主体は民間企業）。ペットボトルフレック化・シート化の2施設は平成11年7月から稼働し、プラスチック油化施設は平成12年4月から稼働した。なお、プラスチック油化施設は平成23年1月に廃止となった。